

- （令和7年9月17日 厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発0917第7号）

規制改革の内容

措置前

医師臨床研修における「基礎研究医プログラム」の研修開始にあたっては、研修医が所属する「基礎医学系の教室」を決定する必要がある

※医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）

第2 5(1)ア(ク)

②基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。

(1)プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し…

措置内容

「基礎医学系の教室」に、AI医学や医工連携、データサイエンス等に関する医学部以外の学部や研究機関等も含むことを明確化

効果

臨床及びAI医学等の知見を兼ね備えた若手医師の養成が可能となり、最先端医療関連産業の振興等に寄与

規制改革の概要

措置前

大学病院本院において実施される「基礎研究医プログラム」では、研修開始にあたり研修医が所属する基礎医学系の教室を決定



大学病院

基礎医学系の教室

医学部
・解剖学
・生理学
・病理学
…

医学部以外の教室

工学部、研究機関等
・医工学
・データサイエンス
・AI医学
…

AI医学等に関する医学部以外の教室を基礎医学系の教室とみなし、プログラムに組み入れていないかが明確でない

措置後

AI医学等に関する医学部以外の学部や研究機関であっても、「基礎医学系の教室」に含むことを明確化

明確化により、臨床研修とAI医学等の研究を両立させる「基礎研究医プログラム」も提供可能に！

